

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成24年4月4日(水)午後1時45分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 林 圭 介(釧路地方裁判所長)  
法曹出席者 丸 山 哲 巳(釧路地方裁判所刑事部総括判事)  
沼 前 輝 英(釧路地方検察庁検事)  
荒 井 剛(釧路弁護士会弁護士)

裁判員経験者 5人

報道機関出席者

釧路新聞

朝日新聞

S T V

N H K

北海道新聞

時事通信

毎日新聞

読売新聞

共同通信

十勝毎日新聞

H T B

H B C

T V h 合計13人

### 法曹三者の紹介及び挨拶

司会者(林所長)

釧路地方裁判所の所長の林です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、この意見交換会に出席されました検察官、弁護士及び裁判官の方々から、それぞれ自己紹介をお願いします。

沼前検事

釧路地方検察庁検事の沼前です。検察官としましては、裁判員裁判は、できるだけ分かりやすい立証を心がけているところです。改善すべき点は改善して、分かりやすい立証を努めていきたいと考えています。

荒井弁護士

釧路弁護士会弁護士の荒井です。今日はよろしくお願いいたします。私自身釧路地裁で行われた裁判員裁判では、2件ほど担当させていただきました。

裁判員裁判とこれまで行われた裁判では、弁護人の活動もいろいろな面で大きく変わるところがあります。ただ、裁判員裁判では、弁護士は事件ごとに担当する者が違うので、日頃から弁護士同士が常に連携して裁判員裁判に向けての研修を行っているわけでもなく、それぞれが独立して仕事をしている関係もあり、正直、ほかの弁護士がどのように弁護活動を行っているのか分からない点が、弁護士会の弱みでもありますが、弁護士会全体としては、裁判員裁判をこれからどのようにした方がよいのかということは、研修や講習で行っているところです。そのようなことを経験しながら、取り組みたいと思っています。今日はどうぞよろしくをお願いします。

#### 丸山判事

釧路地方裁判所刑事部総括判事の丸山です。私は去年の4月から釧路で仕事をさせていただき、1年間で13件の裁判員裁判を担当しました。今日は、懐かしい方も来ていただいて、非常に嬉しく思っています。裁判員裁判が始まってからも試行錯誤でやっている部分もまだまだあり、毎回、みなさんに参加していただけるように一生懸命やっていますが、いろいろな御意見があるかと思しますので、今後よりよく制度を実施していくために忌憚のない意見をいただければと思います。今日はよろしくをお願いします。

### 裁判員経験者の紹介

#### 司会者

お忙しい中、この意見交換会に御出席いただいた裁判員経験者の皆様、本当にどうもありがとうございます。とりわけ天候が悪い中、場合によっては今日お越しいただくことができないのではないかと不安に思っていたのですが、晴天となり、このような運びとなりましたことに感謝したいと思います。

さて、皆様につきましては、参加された事件により御紹介させていただきます。この意見交換会では、皆様を番号でお呼びさせていただきますので、御了承ください。

まず、1番の方は、平成23年2月4日に判決がありました殺人及び殺人未遂被告事件に参加された裁判員の方です。

2番の方は、平成24年1月19日に判決がありました殺人被告事件に参加された裁判員の方です。

3番の方は、平成24年2月16日に判決がありました殺人被告事件に参加された裁判員の方です。

4番及び5番の方は、平成24年3月15日に判決がありましたいわゆる麻薬特例法違反及び覚せい剤取締法違反被告事件に参加された裁判員の方々です。

皆様には、今後の裁判員裁判をさらによりよいものとするため、忌憚のない率直な御意見を伺いたいと考えますので、よろしくお願いいいたします。

### 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

では、皆様それぞれから裁判員裁判に参加された、御意見などを伺いたいと思います。

1 番

呼出状が来て、ここに来たとき、とりあえず選ばれたならば、当然やろうと思って来ました。当時、候補者が三十何人いたので、正直当たるとは思っていませんでした。当たったと分かった後は、一生懸命与えられたことをやろうと思ってやりました。もし、また機会があり選任されることがあれば、またやろうと思っています。

司会者

実際に裁判員を担当されてどのような感想をお持ちですか。

1 番

裁判員に選ばれたこと自体に対しては有意義だったと思います。裁判官を目の前にし、言うのも何ですが、よく判決の相場は求刑の8掛けとかいうので、正直何年というのは大まかにアバウトに決めていると思っていました。実際、内容を細かくいろいろ考えながら判決を出すとは思っていませんでしたので、有意義だったと思います。

2 番

私もこちらに来たとき、選ばれるのは想定外でした。たまたま、ある程度の自由な時間を作ることができるので、参加することができました。また、このような経験というのは一生ないだろうと思っていたので、こういう経験を与えてもらったのはよかったですと思いました。

3 番

私も1番と2番の方と同じで、最初は選任されるということはまず考えていませんでした。実際に当たってみて、みなさんと違うことが一つあって、私は、体に障がいを持っているのですが、当たったら一度はやってみようという思いで参加しました。

司会者

実際に参加してみてどうでしたか。

3 番

視覚障がい者なんですけれども、裁判員制度の中ではいろいろな障がいを持った人も選ばれると思っていました。今回選ばれた中では私一人だけでしたが、今後障がい者のためというわけではないけど、中には障がいがあったら出たくてもためらっている人が多いのではないかと思います。私自身、裁判所の方にも相当配慮していただいたので、何も心配せずに参加できたというのが実感なので、これからのためにも大いに障がい者の方にも勇気を振り絞ってもらいたいというのが感想です。

4 番

私も裁判所から通知をいただいたときに、聞いていた内容だとよっぽどのことではない限り、降りることができないということでしたので、どうなるのかなということと、あとは長い裁判に当たったと思いましたが、当たったらやってみたいという気持ちで来ま

した。会場に着いたとき、候補者の方がたくさんいたので、こんなにいて、それで5～6人選ばれるなら当たらないと思っていたので、実際に番号で選ばれたとき、本当に選ばれてしまった、どうしよう、仕事のスケジュールも何も考えていなかったの、そっちの方に頭がいてしまいました。そのときどんな裁判なのか聞かされていなくて、その後裁判の内容を聞きましたが、殺人とかの裁判でなくてよかったという正直な気持ちもありました。あと、裁判員裁判というのは、裁判員は裁判官主体のお飾りで、どちらかという裁判官の意見の方に流されるというのがあったのですが、実際にやってみて、私たち裁判員も自由な意見を言うことができましたし、裁判官と裁判員のズレもやっけていく中で修正というか、どこまで話していいのか分かりませんが、先ほどどなたか話していたような、求刑の8割というのがないんだ、実際に議論してきちんとした判決に導いていく制度であって、参加できて大変よかったと思います。

## 5番

選任手続のときは、当然選ばれるはずがないと帰ることばかり考えていました。実際、選ばれたときは、とんでもない確率をくぐってしまったと思いましたが、連日開廷の長い裁判の予定が組まれ、よしやるぞと覚悟を決めました。いろいろあって結果的にスケジュールが短くなりました。私の職場は比較的制度に理解のある職場で、上司もやっけていということで背中を押してくれました。スケジュールが短くなったことについては、早く職場に戻ることができたので、その点はラッキーでした。制度については、参加したことについて、確率的なこともあります。良い経験だったし、無事に終わってよかったと思います。

## 裁判員経験者の事件の概要について

### 司会者

皆様に参加された事件について、簡単に概要を御紹介いたします。

まず、1番の方が参加された殺人及び殺人未遂被告事件です。この事件は、被告人が、実母に対する殺人、さらに実父に対する殺人未遂により起訴され、選任手続を含め、5日間にわたって審理されました。自白事件でしたが、被害者参加人として被害者の親族が出廷し、被告人の姉が意見陳述を行ったという事件です。

次に、2番の方が参加された殺人被告事件です。この事件は、被告人が実子に対する殺人により起訴され、選任手続を含め、4日間にわたって審理されました。被告人は、殺害の事実は認めたものの、動機について争いがあったという事件です。

次に、3番の方が参加された殺人被告事件です。この事件は、被告人が実弟に対する殺人により起訴され、選任手続を含め、4日間にわたって審理されました。被告人は、責任能力に関して主張を行い、証人として精神鑑定書を作成した医師などが出廷したという事件です。

最後に、4番及び5番の方々が参加されたいわゆる麻薬特例法違反及び覚せい剤取締

法違反被告事件です。この事件は、当初、被告人が起訴事実について否認していたため、選任手続を含め、14日間にわたって審理される予定でしたが、審理途中で自白に転じたことから、6日間の審理となったという経過をたどりました。

### 選任手続について

司会者

皆様に参加された事件は、このような事件ですが、まず、選任手続の点から御意見をいただきたいと思います。

丸山判事

釧路地方裁判所の選任手続は、釧路管内の面積が広く、釧路までおいでいただく負担が多いので、その負担をできる限り少なくするよう、午後に行っています。この点について、御意見はありますか。

5番

これは、エリア的な話とかいうことでしょうか。

丸山判事

当庁としましては、できるだけ負担が少なくなるように午後から選任手続をさせていただいていますが、場合によっては、午前中からでもいいとか、あるいは、選任手続と公判手続の日程を離して実施した方がよいとか、出頭までにかなり御苦労されていると思いますので、何かそういった点について、御意見があればお願いします。

5番

法律の下に決められた制度ですので、多少の負担があっても、やむなしと私は思います。ただ、できることであれば、釧路の管轄がエリア的にもものすごく広いと伺っていますので、釧路地方裁判所の支部で裁判員裁判を実施することができれば、それはそれで、さらによりよい制度につながっていくのかなと感じることはあります。

司会者

釧路管内が非常に広いので、とりわけ遠隔地に住んでいる方は、選任手続においてもこちらに来るのが大変ということでしょうか。

5番

中には交通弱者、車とか使えない人がいて、北海道でも道東というと、バスやJRが不便なところもあるので、裁判員や裁判所に出頭する人に対して、少しでも不便をかけないような方法を探ることができるのであれば、それは検討する余地があるのかなと思います。

4番

選任手続について、私は、車で2時間くらいの距離から来ていたので、あまりそこまで正直考えていませんでした。実際に裁判が始まって、結構遠い遠軽の方から来たという話を聞いて、そういうところからも来ているんだと思ったときに、今のお話を聞いて

それで午後なんだと受け止めたんですね。それまではあまり午前とか午後とか今のお話を聞くまではピンと来ていなかったんですけど、旅費の関係でJRとキロ数で計算されるという話を聞いたときに、東京であればJR基準というのも分かりますが、ここの管内は広い範囲で、JRや高速バス、あるいは自家用車を使用して遠回りにくるということもあるので、地方にあった方法をとってくればよいと思いました。

3番

4番5番の方と同じで障がい者の目から見ると、どうしても近場でやってほしいという感覚が強いです。私が今回裁判員になったことで全道的でも珍しいということだったのですが、やってみると、やっぱり近場の方がいいというのはありますね。

2番

もともと北海道は広いので、こういう制度に限らず、ほかのことで長距離移動をしなければならぬケースがいろいろあると思います。私は、自営業をしていて、ちょっと前までサラリーマンをしていたので、選任手続の時に思ったのですが、サラリーマンならちょっと厳しいのではないかと思いました。私の場合は4日間でしたが、選任されればその日から拘束されるわけで、選任された日から何日間か猶予期間があった方が仕事の都合とか余裕ができるのではないかと思いました。企業で働いている方は、選ばれると仕事の関係で調整とかの部分において大変なのではないかと思います。

1番

私は、帯広支部が最寄りの裁判所になります。選任手続だけでも可能であれば最寄りの裁判所で実施して、何日間の猶予があって、釧路に行った方がいいと思います。私も自営業をしていて、万が一に備え替えなどを用意して、選ばれた時点で宿を探して、帰らなかったんですけど、私の時には3人ほど、子どもの関係や仕事の調整などで帰った人がいました。それで翌朝来たということなんですけど、その間の往復の交通費も出ないという話を聞いて、そこまでして裁判員をやる義務があるのかと思いました。また、選任されなかった人も選ばれなかった時点でまた長時間かけて帰るのもどうかと思うので、最高裁もそういった特殊事情もある程度理解してやっていただきたいと思います。

司会者

今、選任手続だけでも帯広支部で実施できないかというお話だったんですけど、裁判所にはテレビ会議システムというのがあります。この点について、丸山判事の方からお願いします。

丸山判事

大変申し上げにくいのですが、現在の法制度ではテレビ会議は難しいです。ただ、皆様がおっしゃっていることはもっともだと思っていますので、しかるべき時に、しかるべき所へ伝えさせていただきたいと思います。

司会者

みなさんのおっしゃっていることはもっともです。例えば、候補者が帯広支部に行っ

て、本庁でテレビ会議を通じてお話を聞いて選任するという、そのことについては、現行法上そうっていないんですけれども、裁判官の目から見て、テレビ会議システムによって選任手続をすることについてはどうですか。

丸山判事

制度にはないので考えたことはないのですが、候補者の負担を考えると、釧路までお越しいただくというのは、いつも心苦しく思っているのですが、それで負担が軽くなることのできるのであれば、有り難いと思っています。

司会者

4番と5番の方々が参加された事件の関係ですが、これは途中から自白に転じたんですね。

丸山判事

結果的に自白に転じたので、トータル6日間で終わってしまったんですけれども、もともとは14日間の審理を予定していました。普段の裁判は争いがなければ、3、4日くらいなんですけれども、3、4日間くらいならなんとか調整がつくとしても、14日間くらいになると、調整がつく人がどのくらいいるのか我々もよく分かりませんでした。実際にやってみて、なんとか選任することができたんですけれども、先ほど5番の方は職場の理解があるとか、4番の方は自営業ということでしたけれども、実際何日間くらいまでなら調整がつくというのはありますか。

5番

それは、職場によると思います。私の場合ですと、本州の方で行われた裁判員裁判で100日間拘束されたと聞いていますが、法の下でそういったことが約束されているのであれば、何日間でも良いと思います。その分、仕事のリカバリーが必要だと思えますが、100日間以上であってもやむを得ないと思います。実際言われたとおり裁判員裁判に参加するのは、私の職場では寛容だと思えます。

4番

私は、自営業なので、長いなあと思って来ていて、実際に1週間で終わったので、短くなって良かったと思います。私のところは100キロメートル離れていて、毎日車で2時間弱かけて通っていたんですけれども、最初は通う気満々でしたが、途中やっぱり朝早く起きて、終わってから帰って、そのころ雪が降ったりして道路状況も良くなかったのも、もし、これがまだ1週間続くようであれば、泊まることもいろいろ考えていました。正直仕事で休めるなら1週間くらいだと思います。それ以上だと、お客様が他に流れてしまうことも考えられるので、1週間くらいですね。うちは年中無休で商売をやっているんで、あまり関係ないのですが、もし、私がサラリーマンなら、土日にもやってもらえたらどうなのかなとちょっと考えたんですけれども、そうすると、期間短縮で平日を減らしてできるのではないかと考えたりもしました。

丸山判事

釧路地裁では、裁判員裁判について、連日開廷で3日ないし4日間連続で行っています。私の前任地は東京ですが、東京地裁では、3日間の審理でも2日審理を行って、1日休み、そしてまた1日行くと、そうすると、仕事に復帰することができたり、仕事が空かなくなったりして良いとの意見がありました。ただ、釧路管内は広いので中1日を設けると、往復の回数が増えるので負担が大きいということで、このような日程となっています。間に1日空けたり、土日を空けたりすると、やはり往復が大変なのか、それとも、仕事に復帰することができて有り難いのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

4番

私個人の仕事内容からすると、曜日とかあまり関係がないので、できるだけ期間を短くしてほしいと思います。7日間なら7日間土日を含めてやるとか、日にちを空けない方が有り難いと思います。

5番

距離の程度によると思います。個人の考えにもよると思いますが、私は100キロメートルを超える距離なら、続けてやった方がよいと思います。運転も2時間を超えると、負担も増えるので、連日で終わるならそれに超したことはないと思います。そういうことも含めて、支部で裁判員裁判ができるなら距離の問題もなくなると思います。

## 審理に関して

司会者

次は審理についてお伺いします。法廷にはモニターを置き、検察官や弁護人のそれぞれの主張をプレゼンテーションソフトにより表示したりするなどして、分かりやすい主張を行うよう努めましたが、いかがでしたでしょうか。

1番

検察官の主張は、モニターを通して、本日の進行などを色分けしていましたので、ペーパーを見なくても、モニターを見れば同じものが出ていて、色付きで分かりやすかったです。弁護人については、ペーパーのみを読んでいて、モニターを一切使いませんでした。字が小さいので、被告人の表情を見たりすると、どこを読んでいるか口ストしてしまうので、時折、隣の人に確認したりしました。弁護人も国選だったので、そこまで要求することはできないと思いますが、どちらかという、検察官の方が分かりやすかったです。それが判決に影響したかという、そういうことはありません。

2番

検察官、弁護人双方がモニターを使用していたり、補足の資料も手元にあったので分かりやすかったです。特に問題はありませんでした。

3番

私は、文字を見るのが不可能に近いですし、色もダメです。白黒ではっきりとした文

字で、字も大きくしてもらいました。全体を通して、公判の中での弁護人のやりとりとか、検察官のやり方もそうだと思いますが、特に、証人や被告人のマイクに通る声が聞きにくかったこともあり、音響が自分としては物足りないというか、はっきり伝わらなかったです。

丸山判事

被告人や証人の声が聞きづらい時は、マイクに近づけて話すようお願いしているのですが、それでもやっぱり聞きづらい方もいらっしゃるので、審理の中でもきちんと伝わるよう確認しながら訴訟指揮をしていきたいと思っています。

4番

私が参加した裁判員裁判は、最初、証人が多かったのですが、2日目に被告人が認めてしまったので、そのあとがなくなってしまいました。もし、そのまま行うことになったら、被告人と証人の関係が分かりづらかったです。人間関係がドラマなどで出てくるような一目で分かりやすくしてくれたら良かったと思います。

5番

審理自体は、検察官、弁護士双方の冒頭陳述の資料など、争点が分かりやすかったです。4番の方がおっしゃったように、証人が多い予定でした。途中で証人尋問が取り止めになりましたが、もし、証人尋問を全部聞いていたらどうなっていたかと思います。もしかしたら、評議に影響することもあったのかなと思います。証人尋問によって、被告人の人となりが良い方へ向くのか、悪い方へ向くのかを判断する一つの基準だと思います。

司会者

今、検察官や弁護人の主張が分かりやすかったかという点で皆様にお聞きしましたが、検察官や弁護人の立場からこの点で何か補足してみたいというのがありますか。

沼前検事

今、基本的には分かりやすかったというお話を聞きましたが、他にこうした方が良いという御意見があれば、聞かせていただきたいと思います。

5番

罪の立証については、冒頭陳述書を見れば分かりやすかったです。求刑がどうしてこうなるかについては、裁判員は法律の知識もないし、評議のポイントにもなるので、審理の最中でなくても良いので、もう少し詳しく教えていただけたら有り難かったと思います。

荒井弁護士

弁護士の場合は、先ほども述べましたが、裁判毎に各担当弁護士が異なります。マイクの声が聞き取りにくかったというお話がありましたが、弁護士の立場から何を考えるかということ、ありのままの本人の生の声を聞いていただくことが大事だと思っています。自白事件や否認事件では意味が異なりますが、自白事件においては、なぜこのよ

うな事件を起こしたのか、被告人はどう思っているのか、どのような人物なのかという点を弁護士が質問して被告人に話していただくことを心掛けています。また、被告人は、ほとんど身柄を拘束されています。弁護士は24時間打合せをできるわけではないので、接見室で1対1で話しますが、裁判所では話づらい人もいますので、何回も打合せをして、できるだけ話すようにしています。証人に関しても同様に、法廷で話すような経験がないので話づらいと思います。ですから、弁護士も質問をしながらも、途中で裁判官や裁判員から聞こえますかと尋ねたりすることも大事だと思います。

## 証拠調べに関して

司会者

今、皆様からお話があったのは、いわゆる双方の主張ということだったんですけれども、証拠調べの点はいかがだったのでしょうか。証拠には書面によるものと、証人によるものがあったと思いますが、審理における分かりやすさについてなんですが、この点について、丸山判事の方から補足をお願いします。

丸山判事

裁判員裁判において、争いのない事件でも、もし出頭が可能な証人がいれば、無理のない範囲で来ていただいて、直接お話を聞いた方が分かりやすいと思います。他方、まとまった供述調書を読み上げるという方法もあって、もし分かりやすさにそんなに違いがなければ、どちらでも良いかもしれないとも思いますが、実際に証人来てもらってお話を聞くのと、まとまった書面を読み上げるのとで、どちらが分かりやすいのかをお聞かせいただけますか。

1番

私の場合は、自白事件だったので、書面による証拠と証人と両方でした。書面と証人と同じ人もいて、やはり目の前に証人がいて直接聞いた方が、もしかしたら書面と違うとか、表情とか、被告人の顔とか見ていましたので、直接聞いていただいた方が良いと思います。

4番

私も証人から直接証言を聞いた方が良いと思いました。書面からただ見る内容よりも、そのときの感情なんかも、例えば、証人がこんなことを言っているとか、ここは言いたくないんだとか、後の審理にも影響する部分があるような気がするので、実際に聞いた方が良いと思います。

司会者

1番の方の事件では簡易鑑定書が、3番の方の事件では鑑定書がそれぞれ提出され、作成した医師が証人として出廷しました。被告人の精神状態という専門的な事柄について、証人尋問の中で御理解いただけたでしょうか。

1番

私は、証人の先生にどうしても聞いてみたいことがありましたので、裁判長にこういう内容で聞いてみてもいいかといことを事前に言いました。そうしましたら、裁判長から、私が話を振るから聞いてみてください、先生が教えてくれるからと言われました。鑑定書には、被告人が薬を飲んでいたことが犯行に影響するか書いていなかったのですが、先生に、薬を飲むとどうなるのか、なぜ飲むのか、被告人がわざわざ買って飲むのかということを知ったら、先生が分かりやすく教えてくれたので、とてもよく分かりました。

3番

鑑定した先生の鑑定書があまりにも専門用語が多くて、裁判員の皆さんが初めてということもあって、自分としては、理解に苦しむところがありました。意見を交わしたりして、徐々に理解することができましたが、やはり一般の人と比べると障がいを持っている人ならなおさら理解するのは無理かなという感じがしました。

司会者

丸山判事、今の3番の方のお話であった精神状態についての専門的な事柄について、どうでしょうか。

丸山判事

今の御指摘を踏まえて、これからの審理の仕方を勉強しなければいけないと思いました。3番の方が対応していただいた事件では、証人の方に公判前整理手続の段階で一度会わせていただいて、裁判員は専門用語が分からないし、学生に講義するような形でも難しいと思うので、何も知らない普通の人に説明するような形でお願いしました。また、検察官や弁護人が質問する前に、医者の方から説明する方が分かりやすいと思ったのですが、それでも足りなかったというのがよく分かりました。裁判官でも理解するのが難しいことですし、分かりやすい審理にすることを検討していかなければならないと思いましたので、もう少し勉強していきたいと思います。

司会者

先ほど、初めに証人を予定していた4番と5番の方々の事件において、4番の方が証人の話を聞き取ったということですが、この点について、5番の方も証人の話を聞き取ったということでしょうか。

5番

4番の方と全く同意見です。そのあとの評議が良い方向に進むのか、悪い方向に進むのか分かりませんが、情状酌量という面で見ると、それとも悪質性という部分で見ると、それは、やはり人の話を聞く方がより良い判断ができると思います。

司会者

検察官の方で書証の取調べを分かりやすくするために工夫した点はありますか。

沼前検事

書証については、争点に沿った形でそこを重点にしたり、要旨の告知も争点に関するところを中心に行うことが考えられます。

司会者

書証について、分かりにくかったということはありませんか。

1 番

通常の裁判と裁判員裁判では違うと思うんですね。ですから分かりやすく書いてありましたし、評議で悩んでいたら裁判官が分かりやすく教えてくれましたので、私は特に分かりにくかったとは思っていません。

2 番

特に問題がなかったと思いますが、証人の言葉を聞いた方が、ちょっとは変わってくるのかなと思います。裁判員同士で話をしていたときに、もう少し聞きたかったというような話も出ていました。

司会者

書証の場合も、裁判員裁判と通常裁判での違いというのはあるのでしょうか。

沼前検事

例えば、実況見分調書などの書類も争点に関連したところに絞って、しかも分かりやすい形で改めて作成していることもあります。

## 評議に関して

司会者

次に評議について伺います。評議の中味については、ここで話しいただくことはできませんが、それぞれの皆様の御意見は、評議の中で十分お話しできたでしょうか。

5 番

十分時間がとれたかと言われると、少し短かったです。どこまで話して良いか分かりませんが、私の印象では、中には納得がいかない人もいるのではないかと思います。もう少し時間があれば良かったと思います。

4 番

5 番の方と同じ裁判でしたが、自分の意見を審理の中で主張できたと思っています。中には、こういう場で話すのが苦手な人もいますし、裁判官もそれぞれ皆さんの意見を言えるような環境作りをしていただいたので、自分の中では十分かと言われるれば、私は満足する内容だったと思います。

5 番

そういうこともあったので、検察官に求刑について説明してもらえれば良かったと思いました。

3 番

評議も個々の裁判によって仕方が違いますが、私の場合は、選ばれた人と論議を尽くしてやりました。終わってみて、初めてという感覚がどうしても頭から離れません。裁判官からアドバイスももらったけど、評議の場になるとなかなか慣れません。本当に 1

00パーセント評議できたかということは理解しにくいです。自分が参加した中では後で聞いてみると、もうちょっとという人もいるだろうから、全部が全部納得がいくというふうにはならないのかなという感じもしますね。

2番

100パーセントというのは多分あり得ないことだと思います。自分なりに、限られた日程の中で話させていただいたと思っています。参加した他の皆さんも多分終わって帰るときには微妙な気分になっていたと思います。最終的に100パーセント満足ということにはならないのが当たり前だと思います。

1番

私の時だけ、前任の部長さんだったので、評議のやり方も違うと思うんですけど、私の場合、殺人と殺人未遂の併合罪だったので、まず、併合罪の考え方を説明してくれました。そういう話から入っていただいて議論したのですが、私の考えの中で併合して考えることが頭の中でできなかったんです。殺人に対しては何年、殺人未遂に対しては何年、それを足して何年と思っていたんですが、そういう裁判官も世の中にはいると教えていただきました。最終的には、よっぽど凶悪で全員が死刑だというのは別ですが、情状証人の扱いをどうするかと考えていくと、多数決になってしまう。そうすると、内容は言えないので言いませんが、法律ではこういう多数決でやりなさいという規定があったと思いますが、厳しい意見の人、普通の意見の人、甘い考えの人といえると思いますが、そうなるとうーんとすることがあって、どこまで言えるか悩みましたが、やり方についてはいろいろ考えさせられました。日程については、正直足りなかったです。

司会者

皆様から刑を決めることについてお話をいただいたのですが、アンケートの中には、裁判員が刑期を決めるのは重すぎるという意見がありました。評議の中でみんなが自由に意見を述べて、その上で刑期を決めるのは裁判官がやってくれたらという意見がありました。法律は決してそうではないわけで、刑期を決めるのは悩みだというのは思いました。丸山判事の方から評議の事柄について、補足してお聞きしたいことはありますか。

丸山判事

特にありませんが、それぞれバックグラウンドも年齢も違う方が集まってくるということは、当然皆さんの意見も違うというのが当たり前の制度なんですね。その中で議論して、最後は1個にまとめなければいけないので、違うところを詰めていく作業はする訳ですけど、そうはいつでも意見が違うのが当たり前の制度なので、100パーセント合わせようとして、皆さんの意見が通るところまで議論するとなると、多分永遠に終わらないことになると思います。ひとしきり皆さんの意見を出していただいて、違いを分析するという作業をした上で、最後はここでいいと決めなければいけないというのが、おそらくこの制度の本質的なところだと思うんですけども、そこまでの持って行き方をどのようにするかを我々ももう少し勉強していきたいと思います。例えば、時間が足

りなかったというお話もありましたけれども、じゃあ、あとどれくらいあったらできるかということになると、なかなかそれも難しいと思うんですよね。我々としては、今言ったとおり、皆さんの意見を引き出して、違いを分析して、それが堂々巡りになっちゃうと、あと何周するかという話になってしまうので、そこら辺のところの一つの評決の落としどころかなと思っていましたけれども、引き続きその辺りのタイミングを計りながらやっていきたいと思います。

## 守秘義務に関して

司会者

守秘義務について伺います。評議の内容や事件記録上に表れた個人情報などについて守秘義務があることとなります。この点について、御感想や御意見はありますか。

5番

特にありません。

4番

たまたま地元が近いというか、実際裁判の中に出てきたお店ですとか、そういった個人情報に入る事柄を知っていたりすることもあったんです。そういうこともあって、写真撮影や氏名の公表をお断りしたという経緯があったんですけども、距離が近いだけに周りに裁判員裁判に行ってきた、あの裁判だと言われたときに、特にお酒の席だと口が軽くなるし、困るなあと思います。

3番

私も4番の方がおっしゃったとおり、人間は聞かれると躊躇してしまいます。事件によっては身近な人もいるだろうから、評議の中で段階を置いて、これに反することはいけないときちんと言ふ必要があると思います。これをやったらいけないという縛りがないとダメだと思います。

2番

特にはありませんが、一般の会社でもそれなりに守秘義務というのはあるので、それらと同じかなあと思います。

1番

私も仕事柄、どこの会社でも守秘義務はあると思うので、特に裁判員裁判に関しては、評議の内容とか個人情報にダメですという縛りがありますけれども、とりあえず、新聞に載っている内容とか法廷内でのこととか普通に言えるので、ただ、飲んだ席で聞かれたときには、まず一歩考えてから言うようにはします。どちらにしても、どんな話をしていたのかとか聞く人が私の周りにはいなかったもので、もちろん判決に意見を言う人はいましたけれども、守秘義務については、当たり前のことなので、守るべきものだと思います。

## 今後参加する人に対するメッセージ

司会者

これから裁判員となられる方への御自分で経験された上での何かメッセージがある方がいらっしゃいましたらいただきたいと思います。

1番

たぶんここにいる5人は、同じだと思いますが、我々は最初からやる気満々で来たという人はいないと思うんですね。とりあえず、呼び出されたから来て、選任されたからやるという勢いで来た人ばかりだと思います。裁判官は機械的に求刑の8掛けで判決を出しているとか執行猶予を付けているとか今まで思っていました。また、裁判官は外には出ないとか、人とは飲まないという話も嘘か誠かありましたので、逆に評議の席ではなく、休憩中とか昼食も一緒に食べたり、裁判以外にも分からないこととか聞いたりして、私は、左陪席の方にはお世話になりましたが、非常に勉強になりました。もし、選任されたら、皆さん、多分難しいことをやると思っているんですね。裁判のことが分からないとか。それに関して言えば、検事の方も弁護士の方も分かるようにやってください。裁判官も一人は常に昼休み中も評議室にいますし、分からないことも教えてください、資料も見せてくれます。全部調べてくれます。一度選ばれてやってみたら、これからの裁判の見方も裁判員裁判にかかわらず、通常の裁判の見方も変わるといいますし、検事と弁護士の見方も変わるといいます。選ばれてやってみたら、そう難しいことではないと思います。

3番

1番の方とほぼ同じですが、冒頭でも言いましたが、自分は障がい者という立場でやらせていただきました。ぜひ、障がいがある人がいれば、勇気を持って参加してほしいです。1番の方がおっしゃっていましたが、いろいろなことが学べるし、雑談もできるし、和やかな雰囲気の中で人間の勉強とかできるので、特に障がい者の方は出てきていただきたいと思います。

## 法曹からの感想

司会者

参加された法曹三者から、お一人ずつ御感想を伺います。

沼前検事

今日は、貴重な意見をお聞かせいただきまして、大変参考になりました。ありがとうございました。今後とも改善すべき点は改善しまして、分かりやすい立証を努めていきたいと思います。

荒井弁護士

今日はどうもありがとうございました。弁護士の立場から言うと、自白事件、否認事件とある中で、被告人を弁護する立場です。よく聞かれるのは、本当に悪いことをして

いる人に対して、何で弁護しているのかというような疑問とか、そういうふうに思われることは多々あります。しかし、弁護人としては、個別の裁判がどうなのかという問題とともに、今後同じような裁判が続いたときに、ちゃんとそこでもしっかり公正な裁判をやってもらうという視点で見ているというのがまずあるんです。確かに、弁護人としても、裁判員裁判で分かりやすい裁判を心掛けるというのをもちろん念頭に置きつつ、裁判は何のためにやっているのかというと、被告人が罪を犯したとして、しっかり反省しているのか、本当に反省しているならちゃんと更生してもらいたいという思いで活動は確かにしているので、そういう点で裁判員裁判に参加される裁判員の方がどういう思いで参加されているかということが、今日お話を聞いて非常に良かったと思いました。なってみて有意義だったと言っていたということ、おそらく真摯に裁判を聴いていただいて自分たちで意見を出されたということだったので、弁護人としてもそういう気持ちで見ていただいている前提で活動していきたいなと思いました。ありがとうございました。

#### 丸山判事

我々としなくても、いろいろと一生懸命やってきている裁判員裁判なんですけれども、やっぱりまだまだ宿題があるなというのを改めて感じました。今後も、裁判員裁判がありますので、皆さんの声を受けて、より良い裁判員裁判を実現できるようにがんばっていけるよう気持ちを新たにしました。ありがとうございました。

#### 司会者

本日は、皆様から貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。いただいた御意見をもとに、今後も、裁判員裁判をより分かりやすく、適切に運営できるよう、釧路地方裁判所をはじめとして、法曹三者において十分に協力し、努力して参ります。本日はどうもありがとうございました。

### 記者からの質問

#### 毎日新聞

皆様にとって、裁判員裁判で実際御自身で通う距離、往復した手間、交通費とか様々な問題が提起されていましたが、その中で、最も喫緊に解決してほしい課題を一つあげるとしたら何になりますか。速攻解決しないと制度そのものが揺らぐとか裁判の在り方にも波及するとか、そういったものがありましたらお聞かせください。

#### 1番

一つというとちょっと難しいですが、遠隔地の人間にとりますと、選任手続です。選ばれたらいいですけど、選ばれなかったら、1日で釧路を往復するのは負担です。それが1番です。

#### 2番

選任されたら全うできる環境というか、会社勤めの方は大変だと思います。その辺の職場の理解が必要となってくるでしょうし、なんていうか参加しやすい環境がまだまだだと思います。

司会者

社会的環境を含め必要性を感じるということでしょうか。

2番

そうですね。皆さん選ばれると思っていないから、選ばれたとき困ったなど。仕事している方なら仕事のことが大変だと思います。良い制度ですので、司法に一般の方が参加できる数少ない制度の一つですので、なんかそういう方向で・・・

司会者

良い制度でもっと色々な人に参加してもらいたいけど、社会的な調整が必要だと感じるということですか。

2番

はい。

3番

釧路地裁管内の範囲があまりにも広いということで、これまでも一般の人でも辞退した人がいると思いますが、やはり距離の問題が一番ネックになっていると思います。できれば、1番の方がおっしゃっていたように、選任手続については、支部に出向けば済むような形になれば良いと思います。日本全国の司法に携わる方がそっちの方へもってってもらおうと、より良く裁判員裁判に大勢の方が参加できるし、裁判の仕方もかなり変わるのではないかと思います。

4番

選任手続は、最寄りの裁判所でできて、裁判自体はこの釧路地方裁判所でやれば、そんなに負担にならないと思います。遠くから選任手続に来て、それだけで終わって帰られる方の負担を考えると、大変だと思いました。

5番

やはり量刑の問題だと思います。例えば、二つの罪があって、二つの罪が全く同じだとしたら、全く同じ量刑になるのは当たり前の話であって、それが裁判員裁判だからといって変わってはいけません。そのように同じ問題を考えるにあたって、もう少し求刑の根拠を示していただけたらなと思います。私の感想であって、簡単には解決できない問題だとは思いますが、裁判員裁判なので、積み重ねにより今までの量刑傾向が分かるとは思いますが、それは、法の下に平等ではないので、そうならないように同じ判断ができるような求刑なり量刑なりができればいいと思います。

毎日新聞

さきほどどなたかおっしゃいましたが、法律上いろいろあるでしょうけど、土日開催は、やはりありだと思いますか。

1 番

裁判官や検事は公務員なのでいろいろあると思いますが、私はありだと思います。5日間くらいならいいですけど、もしも、4番や5番の方々が参加したような場合なら、早くやって終わらせていただきたいと思います。

2 番

かえって土日の方が都合が良いという方もいると思うので、その方がある程度良いのかなと思います。

3 番

1 番の方と大体同意見です。

4 番

私はありだと思います。

5 番

皆さんと同意見です。

時事通信

裁判員の皆さんからは、やはり遠隔地から釧路地裁に通うのが大変だというのは理解できるのですが、裁判を取材して感じたことで、証人がたくさん出廷する中で、我々の傍聴席からは一切顔が見えないようになっていましたけれども、証人の顔を見て証言を聴いていたと思いますから、彼らが被告人から麻薬等を買ったという証言を得るために、検察が請求した証人ですから、今服役している刑務所を出てきたら、また町に戻ってくる可能性の高い人を直接見なきゃいけないというものすごい近い立場で裁判員裁判をしなければならない場面だったと思いますが、そういうことを考えますと、例えば、十勝の方は、帯広支部に通うのは楽だけど、知り合いの知り合いの知り合いくらいの方は、裁判所で会うと思いますので、そういうことに関して、できれば釧路地裁管内の事件だけど、釧路、根室、北見の方が担当するのが良かった、地元は外してほしかったという感想はありますか。

4 番

仮に、地元で裁判員裁判が行われるとしたら、顔を見たことがあると思われるとやりづらいというのはあります。関係者を含めて多数傍聴人がきたのかな、向こうもそういう立場なのかと考えると、事件が結局覚せい剤関連なので、暴力団関係者の目も気にならないといわれれば嘘になります。裁判中も後ろの方にそれらしい人がいないかどうかという話もしたことがありますし、事件にもよりますが、そういう目が気になることは確かです。

時事通信

そういうお考えがあるということをお初めて聞かせていただいてありがとうございます。そういうこともあるので、例えば、地元の事件を外してほしいとか、他の支部の事件を担当するのであればスムーズに解決するとかそういう意見はありますか。あとは、今日

は、たまたま性犯罪を担当された裁判員の方が出席していただけていないのですが、強姦致傷罪とかが癖になっている被告人で、裁判では出所したら更生して、一から出直して地元に戻って来るとい人もいますので、やっぱりそういう立場において、裁判所で顔を見たことがある人が出所してまた同じ町に戻ってくる可能性がある場合を考えたときに、抵抗がどのくらいあるのかについて、我々がちょっと知りたいところでございます。もし、その辺をお聞かせいただけるなら、お聞かせいただきたいのですが、どうでしょうか。

4 番

今言われた強姦致傷罪なんですけれども、実は、釧路地裁で前に行われた裁判の被告人のことを知ってしまして、飲みに出る機会があると、薬物を扱っている店とか噂程度で聞くことがあるんですけれども、実際にそういうことが現実だと思えば、いい気がしないというか、できれば、地元の事件からは外れたいなというのが正直あります。

5 番

自分と同一市町村という区切りが判断つくのであれば外すというか、辞退の理由にすることができるのであれば、した方がよいのではないかと思います。中には問題ないという人もいますし、繊細な人であれば、将来生活する上で不安などを一つも残したくないと思うので、可能であれば、同一市町村に限って辞退を認めるということを検討していただければと思います。